

## 合併市に関する調査

記入月日：平成17年2月24日

### 基礎情報

都道府県・市名	千葉県・鴨川市（かもがわし）
合併期日	平成17年2月11日
合併形式	新設合併（対等合併）
住所（旧市町村名も記載）	千葉県鴨川市横渚1450番地（旧鴨川市）
人口（合併直近の国調）	37,653人
面積	191.30 K m <sup>2</sup>
議員定数	20人
関係市町村名	鴨川市、天津小湊町

### 関係市町村合併直前の状況

関係市町村	市町村名	人口（人）	面積（km <sup>2</sup> ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
	鴨川市		30,096	147.35	20
天津小湊町		7,456	43.95	16	31.4
合計	-	37,552	191.30	36	-

### 関係市町村の財政状況

\*数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成16年度予算

関係市町村	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税	地方交付税		
鴨川市		10,657,740	3,111,882	2,820,949	広域、農工、リゾート、半島振興	0.561
天津小湊町		3,503,371	634,068	987,348	広域、過疎地域、農工、リゾート、半島振興	0.369
合計	-	14,161,111	3,745,950	3,808,297	-	-

**合併の概要**

合併協議会の期日	設置年月日：平成15年7月1日	解散年月日：平成17年2月10日
内容	<p>《合併協議会》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会会議の開催・・・21回</li> <li>・協議会委員・・・・・・・・・・25人</li> </ul> <p>《主な経過》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併協定調印式（平成16年7月20日）</li> <li>・鴨川市及び天津小湊町議会が合併関連議案を議決（平成16年7月30日）</li> <li>・千葉県知事に廃置分合申請書を提出（平成16年8月3日）</li> <li>・千葉県議会による廃置分合の議決（平成16年10月12日）</li> <li>・千葉県知事による廃置分合決定書の交付（平成16年10月13日）</li> <li>・総務大臣による官報への告示（平成16年11月5日）</li> <li>・「鴨川市」設置（平成17年2月11日）</li> </ul>	
住民発議について	無	
市町村建設計画	計画の期間：合併後おおむね10年間	
基本計画の主要項目	<p>《新市まちづくりの基本理念》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「交流」のまちづくり ・「元気」のまちづくり</li> <li>・「環境」のまちづくり ・「協働」のまちづくり</li> </ul> <p>《新市の将来像》</p> <p>自然と歴史を活かした観光・交流都市</p> <p>- みんなで創る光り輝くふるさとをめざして -</p> <p>《まちづくりの基本方針》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新時代における交流拠点の都市</li> <li>・環境と共生する快適で安全な都市</li> <li>・活力に満ちた産業の都市</li> <li>・創造性あふれる教育文化の都市</li> <li>・うるおいのある健康福祉の都市</li> <li>・みんなで創る協働・自立の都市</li> </ul>	
旧市町村庁舎の利活用	旧鴨川市役所庁舎 本庁舎、旧天津小湊町役場庁舎 天津小湊支所	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 2
議会の議員の定数に関する特例	無	有の場合： - 名
議会の議員の在任に関する特例	有	有の場合： 1年4ヶ月（平成18年5月31日まで）
議会の議員の報酬額	月額：32.6万円	
地域審議会の設置について	無	
内容	特になし	
地方税に関する特例	無	
内容	特になし	
合併特例債発行限度額（億円）	87.5億円	

**その他**

協議された事項	主要項目について、簡単な内容を含め <b>10項目</b> ご記入ください。（例：庁舎の位置 等）	
	1 合併の方式	新設合併とする。
	2 合併の期日	平成17年2月11日とする。
	3 新市の名称	鴨川市とする。
	4 新市の事務所の位置	現在の鴨川市役所の位置とする。
	5 議会の議員の定数及び任期の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在任特例を適用し、平成18年5月31日まで新市の議会議員として在任する。</li> <li>・新市の議会議員の定数は20人とし、選挙区は設けない。</li> </ul>
	6 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在任特例を適用し、合併後6か月間、選挙による委員として在任する。</li> <li>・選挙による委員の定数は11人とし、2つの選挙区を設ける。</li> </ul>
	7 事務組織及び機構の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天津小湊町の現庁舎は、支所及び分室として位置付ける。</li> </ul>
	8 町・字の区域及び名称の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従前のとおりとする。</li> </ul>
	9 慣行の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市章、市の木・花・魚及び市民憲章については、新市において定める。</li> </ul>
	10 財産区の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両市町内に存する財産区については、新市に引き継ぐ。</li> <li>・すべての財産区に財産区議会を設置する。</li> </ul>
	残された課題について、箇条書きでご記入ください。	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市章、市の木・花・魚及び市民憲章の制定</li> </ul>	